

第10回香南市農業委員会議事録（令和2年10月）

1. 開催日時 令和2年11月2日（月） 午後2時11分から午後3時25分

2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール

3. 出席委員（36人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（17人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、14番乾 祐司、15番水田恭二、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員 4番小松達夫、8番岩川 寛

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 6番百田順一 7番岡村 彰

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について

議案第6号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①農地あっせん申し出について

②農地法第3条許可後の3年3作に係る事前協議（取下げ）の報告について

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長

農業委員会事務局主任

農業委員会事務局主事

中邑 彰彦

宇田 道太郎

刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第10回香南市農業委員会を開催致します。早くも11月になり、朝夕の冷え込みを肌で感じるようになってきました。今年の秋は足早にやってきたように思います。寒い北風が吹き始めると心配なのがインフルエンザの流行です。コロナウィルスと共に感染予防対策に気を配りながら、過ごしていただきたいと思います。

最初に本日の出席委員の報告をお願いします。

(開会 14時11分)

事務局 本日の出席委員は19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、本日欠席の連絡がありましたのは4番推進委員、8番推進委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。6番百田委員、7番岡村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。

なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号51番の説明を致します。

申請地は香我美町徳王子字蓬生1836番外1筆、地目 畑、面積1,030㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号51番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 譲受人は高齢ではありますが、しっかりと農業経営をされておりますので問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号52番の説明を致します。

申請地は香我美町中西川字前中村3062番、地目は田、面積は1,090㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号52番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば10番農業委員さんお願いします。

10番 事務局の言ったとおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号53番の説明を致します。
申請地は野市町母代寺字井ノ谷239番1、地目は畑、面積は1.02㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号53番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば16番農業委員さんお願いします。

16番 事務局の報告のとおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
3条3件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして受付番号4番の説明を致します。
申請地は、夜須町上夜須字鳥首1667番1。地目は畑、面積は383㎡のうち32.8㎡です。
位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページ・2ページをご覧ください。
申請地は、県道夜須物部線 市営バス「上夜須」バス停から東南東へ直線距離で約130mに位置し、個人墓地を建立するものです。
なお、土地の名義人は既に亡くなっており、相続登記が完了しておりませんが、その相続人である申請人が納骨堂を建立するものです。
周囲の状況は、西は青線を挟み宅地、東は被相続人名義の畑、北は宅地および山林、南は香南市道を挟み宅地、および赤線・青線を挟み被相続人名義の畑です。
農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。
造成および整地につきましては、現状地盤のまま使用します。
進入経路は南側の市道および赤線より申請地内を徒歩で進入するため現状のまま利用します。
排水につきましては、雨水のみですので現状どおり自然浸透です。
墓地経営許可申請書は、香南市環境対策課に提出されております。
補足説明があれば19番農業委員さんお願いします。

19番 10月23日に2番推進委員と現地調査をいたしました。農振農用地からは外れており、その他の2種農地という事でございまして、事務局の説明どおり問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号5番の説明を致します。

申請地は、吉川町古川字八幡北新開332番、地目は畑、面積は485㎡のうち326.71㎡です。

位置図及び配置図は4ページから7ページ、現況写真は3ページから5ページをご覧ください。

前回の農業委員会で「農地法第3条の許可後の3年3作に係る事前協議」として事前協議いただいた案件であり、その後、本年10月15日に県より協議内容を認める旨の回答があったため、今回、転用の本申請が提出されたものです。

なお、測量時の誤差等の関係で、事前協議の際の面積326.82㎡に対して0.11㎡小さくなっております。

申請者は社会福祉法人 香南会で、吉川町古川に現在ある総合福祉ゾーン オークの里の北側に位置する申請地に新型コロナウイルス感染が発生時に対応するための多機能型簡易居室を設置するため3年間の一時転用をするものです。

周囲の状況は、北と西は申請者所有の畑、東は原野、南は赤線を挟み原野、現況通路となっております。および香南市公衆用道路および申請者所有の宅地です。

農振・農用地区域内の農地ですが、一時転用のため除外申請は必要ありません。仮に除外された後の農地の区分としては、「よしかわ駅から概ね500m以内にある農地」で、第2種農地に該当すると判断します。

造成と整地は行わず現状のまま使用します。

排水につきましては、位置図及び配置図の6ページと7ページの排水計画図のとおり、生活雑排水は申請地南にある総合福祉ゾーン オークの里の合併処理浄化槽で処理後、オークの里から繋がる既設排水路を通って最終的に南東方向にある香南市管理の水路へ排水されます。雨水については自然浸透で、溢れる分は既存水路を通った後、生活雑排水と合流して同様の経路で排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、現況写真4ページの下の航空写真に示したように、排水経路の中で、新設配管が赤線および香南市公衆用道路を横断することについては、それぞれの管理者である香南市住宅管財課および香南市建設課と協議済みです。

また、同じく現況写真の5ページには排水経路の全体を載せておりますが、排水経路の中で「株式会社 慶金」と「株式会社 暁産業」の敷地内水路を通ることについても両者から同意を得ております。なお、申請地からの排水がオークの里の排水経路と合流した後の既存排水経路につきまして、既存の排水管が香南市公衆用道路を横断していることと、最終的に香南市管理の水路へ排水路が繋がっていることについては、いずれも既設であるため、新たな許可申請等は不要である旨を香南市建設課と協議済みです。

補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

- 8 番 墓地の案件ですが、民家に近いですが、100m以内は承諾がいるのでは。
- 事務局 100m以内は承諾がいるのではという事ですが、それは墓地経営許可申請の手続きに必要なものではないかと思います。その申請については環境対策課の方に提出されております。転用申請については100m以内の同意は必要ありません。同意がいるのは隣接地、水路、道路を挟んだ農地です。
- 6 番 墓地の申請で100m以内の同意をもらうので転用の方ではもらってない。取ってないと許可にならない。
- 事務局 申請は出ているという事なので、確認しておきます。
- 5 番 一時転用の期間はどれくらいですか。
- 推進委員
- 事務局 3年です。最長3年ですので、3年後には転用行為が終わって元に戻すのが原則です。
- 18 番 一時転用と通常転用とでは規制の緩さがあるのですか。
- 事務局 一時転用の場合は農振農用地でも転用可能ですが、先程も言いましたように、原則3年以内に元に戻すという事になります。
- 18 番 その時の建築物というのはどうなりますか。暫定的な建築物になるという事ですよね。3年後に確実に除却するという事ですから、農地に戻るわけですから。
- 事務局 建築物を簡易的なものにしないとイケない等の決まりはないです。
- 18 番 コンクリート等は使わずに、災害時の住宅は簡易な基礎ではなかったかと。ただ、本当に3年後に除却するのかと、コロナ対策を3年後に全くしなくてよいという保証はないわけですから、継続という事になるのか、どうなりますか。
- 事務局 今回の申請では、3年後には原状回復するという事になっています。コロナの影響がどれくらい続くかは不明ですので、県の方にも確認はしましたが、相応の理由があって永久転用に切り替えたいという場合、理由によっては絶対にできないという事ではありません。その場合は農振農用地の除外が必要になりますし、市、県と事前協議が必要になります。
- 18 番 農振の除外が間に合わないから一時転用で扱うと、その間に農振除外をするという事なのか、小さい倉庫ならともかく、これだけの投資をするのに、しかもコロナも終わりが見えない中、一時転用を認めるのですかという事にもなる。ただ、大変な病気対策だから除外が間に合わないが施設はいるので一時転用でやる。この間に農振の除外をして3年でなくコロナ対策をしていくということなら理由はつくと思う。

事務局 農振農用地ですので、今から対策をするには除外をしてからではできないので、結果として一時転用して途中で相応の理由があつて、それが認められて農振除外をして転用するという可能性はあります。県としても今の段階で永久転用の申請はできないので、3年の一時転用、コロナ関係で早く施設を建てないといけないということでの申請となっています。

17番 3年3作という事があるから、こういう方法でやるのではと想像ですが、実際こういう意義のある事だったら3年3作にこだわらなくても許可する方向もいいのではと考えますが。この件だけという事でもないですが、必要な公共的な施設なら方向性としては許可すべきと考えても良いのではと思います。

18番 今の3年3作の話は1年位前に事前協議が出ていたと思います。倉庫を建てたいという事で。もともとは農地で使うという事で取得したと思います。二転三転しているので3年後にもう3年ということにならないか心配しています。

事務局 一時転用の引き延ばしということはできませんので、このまま使いたいという事なら永久転用になります。その可能性がないわけではないです。そういった事も県にも確認をし、あくまで3年の間にコロナの状況次第ですが、どうしても使い続けなければならないという相応の理由があれば、市、県と協議して必要とみとめられれば永久転用に変わる事はあるという県の見解。今回については3年で終息がいつになるかわからないが、3年後には元に戻すという事で書類が整っておれば県も認めないものではないという事です。

11番 3年3作は農地が欲しいので取得するから、耕作していくという事で運用している。ここも動ける人で作物を一時作っていたのは見えています。それから後は見てないのでわかりませんが、この前現地を見たときは作っていなかった。コロナの影響で隔離する建物を建てたいと聞いた。プレハブみたいなもので3年間でコロナが終息したら除去するという事を聞いている。

議長 他に質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら裁決にはいります。
4条2件許可に同意される方は挙手願います。

議長 賛成多数により、許可に同意し、意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号27番の説明を致します。
申請地は、香我美町徳王子字潞標1737番3および1738番1、地目は田、面積は合計で380㎡です。

位置図及び配置図は 8 ページから 11 ページ、現況写真は 6 ページ・7 ページをご覧ください。

申請地は香我美町徳王子の県道山北岸本停車場線沿いで、百田商店から北北東約 150m に位置し、譲受人が自己用住宅および作業場を建築するものです。

周囲の状況は、西は宅地、北は同意のある田、東は田ですが現況写真 7 ページの写真②のとおり現況宅地、南は県道を挟み同意の無い田ですが、現況写真 7 ページのとおり、県道の幅員が約 9m あり、かつ申請地はこの田の北に位置するため、営農に影響は無いと判断します。

農地の区分としては、10ha 以上の集団農地で第 1 種農地に該当しますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては表土を約 20cm 取り除き、敷地用の表土を約 80cm 入れ、県道に近い高さまで嵩上げします。駐車スペースはバラス敷き、他の部分はそのままで舗装はしません。進入路部分を除く周囲には高さ 50cm のコンクリート擁壁を設置します。

排水につきましては、位置図および配置図 10 ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側の既設水路へ排水し、雨水については庭部分は自然浸透で、居宅及び作業場の屋根部分の雨水は生活雑排水と同様に東側の既設水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、東側青線への排水管の接続については香南市住宅管財課より許可済み。進入路である南側県道へのグレーチング設置および歩道の工事については高知県中央東土木事務所より許可済みです。

補足説明があれば、議案書には 16 番農業委員さんと記載しておりますが、6 番農業委員さんの誤りです。すみません が、6 番農業委員さんお願いします。

6 番 事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら裁決にはいります。
5 条 1 件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し、意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第 4 号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 31 番の説明を致します。

申請地は、赤岡町字坂分六ノ丸 277 番 12、地目は雑種地、面積は 11㎡です。登記地目が雑種地ですが、現況地目は畑として農家台帳にも登録されているため、今回、非農地証明願が提出されたものです。

位置図は 12 ページ、現況写真は 8 ページをご覧ください。

申請地は、昭和 58 年頃から進入路として使用されており、その後、東側にお寺が建てられた際に舗装されて現在に至ります。

補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして受付番号32番の説明を致します。
申請地は、吉川町古川字北中曽1081番1、地目は田、面積は657㎡です。
位置図は13ページ、現況写真は9ページ・10ページをご覧ください。
申請地は、平成22年7月11日に相続により申請者が取得したものです、
21年程前の先代が所有していた当時から耕作放棄の状態となっており、現在に至ります。
補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして受付番号33番の説明を致します。
申請地は、夜須町坪井字ハチカ底902番1、地目は田、面積は185㎡です。
位置図は14ページ、現況写真は11ページをご覧ください。
申請地には、もともと小さな池があり、近くの月見山こどもの森を整備する際に現在の池を整備し、以来、農業用のため池として利用され、現在に至ります。
補足説明があれば3番農業委員さんお願いします。

3番 50年に渡って、ため池として利用されており問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号34番の説明を致します。
申請地は、香我美町末清字アマガヒラ61番2、地目は宅地、面積は56.16㎡です。登記地目が宅地ですが、現況地目は畑として農家台帳にも登録されているため、今回、非農地証明願が提出されたものです。
位置図は15ページ、現況写真は12ページをご覧ください。
申請者が昭和43年に売買で申請地を取得した時には既に建物があり、その後、昭和50年代に申請者の父親の知人が建物を建て替えて居住しておりました。その後、昭和60年代頃に建物を取り壊し、その後も耕作せず現在に至ります。昔から登記地目は宅地であり、申請者も現況地目の変更手続き等をした覚えはないとのことですが、現在は現況地目が畑として登録されております。
補足説明があれば10番農業委員さんお願いします。

10番 問題ありません。

事務局 続きまして受付番号35番の説明を致します。
申請地は、野市町土居字宮ノ前1176番3、地目は田、面積は81㎡です。
位置図は16ページ、現況写真は13ページをご覧ください。
申請地は、昭和51年頃、車両を乗り入れできる程の進入路が無かったため、通路を設置し、現在に至ります。
補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。

17番 この道は2世帯の家があつて田を道と利用しておりましたので申請が出ており

ます。問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号 36 番の説明を致します。
申請地は、野市町中ノ村字カヤハラ 528 番 3、地目は田、面積は 51 m²です。
位置図は 17 ページ、現況写真は 14 ページ・15 ページをご覧ください。
申請地は、昭和 35 年頃より、隣接する 528 番 2 および 527 番の土地と共に建物用地として利用され、現在に至ります。
補足説明があれば 17 番農業委員さんお願いします。

17 番 事務局の説明どおり宅地の中に入っておりましたが、今回分筆して申請しており問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号 37 番の説明を致します。
申請地は、野市町中ノ村字池渕 1323 番外 1 筆、地目は田、面積は合計で 1,124 m²です。
位置図は 18 ページ、現況写真は 16 ページ・17 ページをご覧ください。
申請地は、平成 2 年 5 月頃より、隣接する 1329 番および 1330 番の土地と共に資材置場として利用され、現在に至ります。
補足説明があれば 17 番農業委員さんお願いします。

17 番 事務局の説明どおりで問題ないです。

事務局 続きまして受付番号 38 番の説明を致します。
申請地は、野市町東佐古字山間 129 番、地目は田、面積は 122 m²です。
位置図は 19 ページ、現況写真は 18 ページ・19 ページをご覧ください。
申請地は、昭和 年月日不詳より山林化しており農地として利用できない状態で、現在に至ります。
補足説明があれば 15 番農業委員さんお願いします。

15 番 説明どおりで問題ないです。

事務局 続きまして受付番号 39 番の説明を致します。
申請地は、野市町母代寺字ヤフ 130 番 1、地目は田、面積は 299 m²です。
位置図は 20 ページ、現況写真は 20 ページ・21 ページをご覧ください。
申請者の父親が昭和 28 年頃から申請地に居宅・倉庫などを建築していましたが、老朽化のため解体しました。現在でも上水道は利用し、下水道管も整備されている状態で、宅地として利用されているということです。
補足説明があれば 16 番農業委員さんお願いします。

16 番 数年前まで家が建っており、問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。

12 番推 34 番ですが、畑ではないですか。

- 事務局 証明願が提出されたときには、どういう経緯で非農地になっているかと、委員さんに現地確認したうえで承認をいただいております。現地は説明したようにS43年取得した際、既に建物があり更に建て替えををしS60年頃に壊して今に至ります。申請者の知る限り畑として届け出たこともないということで登記地目も宅地であることから判断していただけたらと思います。
- 1 番 編入手続きをしないと農地にはならないと思いますが。もう一度調べて確認をしてはどうですか。
- 事務局 前回にも同じような事が議論になりましたが、現在は現況地目を変える場合には、本人からの申し出があって現地を確認したうえで手続きを行っておりますが、旧町時代にどう扱っていたかは調査ができない状況です。本人からなのか町が変更したのかは確認が取れません。
- 1 番 宅地であったという確認が取れば問題ないと思いますが。
- 事務局 航空写真があれば確認をしていますが、この地域は当時の写真がありませんでしたので、申請の経緯と委員さんの当時の記憶と申請者からの聞き取りによるものです。
- 議長 他に質問はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明9件、許可に同意される方は挙手願います。
- 議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。
- 議長 続きまして、議案第5号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について受付番号5番の説明いたします。農地付き空き家バンクの地番指定の案件です。議案書11ページとページ数がふられていませんが次のページを、現況写真22ページ、23ページをご覧ください。
申請地は香我美町山北字下有岡784番1。地目は畑で面積は259㎡です。
申請者は現在居住しておりますが、空き家バンクには登録済みで、取得する方が見つければ、高知の方にも住居があり転出する予定という事での申請になります。
現地は、草刈り等で保全管理はされていますが、耕作はされておらず、今後も耕作する見込みのない土地であります。
補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。
- 8 番 事務局とも現地を見まして、写真にもありますが、問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について、提案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手願います。。

議長 全員挙手により、提案どおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号30番の説明を致します。
申請地は野市町土居字ニノミコ1341番4、地目は田、面積529㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号31番の説明を致します。
申請地は香我美町岸本字イノ丸1361番外2筆、地目は田、面積9,017㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号32番の説明を致します。
申請地は香我美町徳王子字若紫428番、地目は田、面積3,060㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

6番 32番ですが耕作者は決まっております。

事務局 ありがとうございます。32番は耕作者が決まったという事です。

12番 31番ですが、解約日が4月になっていますが、それから耕作はされていないという事ですか。

事務局 耕作されていないという事です。

12番 その時点でお出れば、田植えに間に合ったかもしれませんね。

議長 他に質問はございませんか
(なしの声)

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条による合意解約について3件、ご異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
 全員、確認していただいたでしょうか。
 それでは、お諮りいたします。議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について、利用権の設定9件、中間管理事業による所有権の移転3件、利用権の設定1件ご異議ございませんか。
 (異議なしの声)
 異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出について6件ご異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①農地のあっせん申し出について貸付け1件、売渡し1件、貸付け・売渡し2件事務局より説明願います。

事務局 売渡は香我美町山北、貸付も香我美町山北、売渡および貸付は香我美町徳王子と野市町土居から出ております。情報がありましたら、事務局まで情報提供をお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

7 番 あっせんで山北のハウスの分が出ておりますが、既にオクラを作っている方がいるみたいなのですが。申請には書いてないですか。

事務局 現在はあてているようですが、利用権は結んでいません。所有者の意向としては処分したいという事です。

議長 他に発言のある方はいませんか。

議長 ないようでしたら、続きまして、②農地法第3条許可後の3年3作に係る事前協議（取下げ）の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局 以前、約7カ月前の令和2年第3回の農業委員会において、その他の件で「農地法第3条許可後の3年3作に係る事前協議」として協議した案件につきまして、取り下げ願が提出されましたのでご報告いたします。本日の農地法第4条の受付番号5番でご報告した土地と同一地番で、社会福祉法人香南会 総合福祉ゾーン

オークの里 北側の、吉川町古川字八幡北新開 3 3 2 番、地目は畑、面積は 4 8 5 m²のうち 2 4.9 m²で、福祉避難所用倉庫設置のための転用を計画しているものですが、先ほどご説明しましたとおりの多機能型簡易居室設置へと、今回 計画が変更になったため、前回の事前協議書を取り下げるものです。令和 2 年 1 0 月 9 日付で香南会より事務局へ取り下げ願いが提出され、その後、1 0 月 1 3 日付で香南市農業委員会から高知県農業基盤課へ取り下げ願いをお送りしましたのでご報告いたします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、この件は報告案件ですので、採決は致しません。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

1 4 番 今、高規格道路の周辺整備を行っているところですけど、下井で住宅の立退きで移転した家があります。同時に田も用地となり農地も減った状態になっている方がいまして、国は用地に必要な部分しか買い取ってくれないので、そこで残った少しの宅地の上を剥いで土を入れて農地にしたいと、今は宅地課税ですが、残った土地を田にできないかと相談がありました。

事務局 宅地を農地に変える場合、現地を確認しますが、すぐに変えるという事にはなりません、税務課とも協議のうえ 3 年位は実績がないと農地には変えれないというようにしています。

1 4 番 何年か経てば、変更はできるということですか。

事務局 そうです。その時の状況も見てにはなりますが。農地を先に何か別の用途にすれば違反転用になりますが、逆なので法はかかりません。

1 4 番 宅地課税のまま農地として使う事になるので。

事務局 それについては、罰則はないので。

1 番 宅地を農地に変えるには、農地の確認をして農振に編入すればいいのでは。

事務局 課税を安くするのに変える場合とかもあり、そういった事から、すぐに変えるということは認めず、実績をみてからということにしています。

1 番 その後、また別の用途にするなら農用地からの除外という事になる。

事務局 1 番委員がいわれているのは、農振の農用地に入れた場合のことですので、農地が変わったからと言って全部農用地区域に編入するかというのは農林水産課との話にもなりますが、周り全部が農用地区域で、そこだけ入ってないのもおかし

いかかもしれませんが、ただ、それは農用地区域に入れるかどうかの話であって、今の話とは少し違います。

14番 上を剥いで、農地の状態にして構わないかの質問であって何年か宅地課税はいいので、やって構わないかだけお答えいただけたら。

事務局 それは、問題ありません。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第10回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会は、12月2日（水）午前9時から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

（ 閉会 15時25分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長